

第99回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成28年6月28日(火曜日) 午前10時

開催場所 群馬県高崎市宿大類町700番地
当社 大会議室

目 次

第99回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
連結計算書類	19
計算書類	22
監査報告書	25
株主総会参考書類	29
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 株式併合の件	
第3号議案 定款一部変更の件	
第4号議案 取締役6名選任の件	
第5号議案 監査役2名選任の件	
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	
第7号議案 監査役の報酬額改定の件	

群栄化学工業株式会社

証券コード 4229

(証券コード 4229)
平成28年6月10日

株 主 各 位

群馬県高崎市宿大類町700番地

群栄化学工業株式会社

代表取締役社長 有 田 喜 一

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、平成28年6月27日（月）午後5時5分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県高崎市宿大類町700番地
当社 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第99期 (平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
2. 第99期 (平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第7号議案 監査役の報酬額改定の件

以上

- ~~~~~
- ◎本総会ご出席の節は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会終了後、同会場において株主懇談会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようご案内申し上げます。
 - ◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表は、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gunei-chemical.co.jp>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gunei-chemical.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資が緩やかな増加基調にあり、個人消費も雇用・所得環境の着実な改善を背景に底堅く推移しておりますが、輸出や生産面において中国をはじめとした新興国等の海外経済の減速に伴う影響を受け、先行きは不透明な状況となっております。

このような経済環境のもと、当社グループは、グループの更なる事業基盤の強化を図り、事業環境の変化に対応し、新規顧客の獲得やきめ細かい技術指導等を提供するなど積極的な事業活動を行ってまいりましたが、化学品事業及び食品事業で減収となり、当社グループの売上高は前期比8.5%減少の25,589百万円となりました。

利益面では、グループ全体で生産効率向上及びコスト削減の取り組みを実施し、また、設備等の償却負担の減少や在外子会社の利益面の改善等により、営業利益は前期比53.7%増加の2,058百万円、経常利益は前期比38.9%増加の2,151百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、食品事業製造設備の減損損失を特別損失に計上し、また前期において増益要因であった税効果会計の影響がなくなりましたが、営業利益の増加により11.6%増加の1,362百万円となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

[化学品事業]

化学品事業においては、電子材料向け樹脂及び住宅関連向け樹脂、自動車関連向け樹脂、建設機械向け樹脂が需要低迷の影響を受け低調に推移いたしました。その結果、売上高は前期比6.5%減少の19,785百万円となりました。利益面では、生産効率向上及びコスト削減の取り組みを実施し、また、設備等の償却負担の減少や在外子会社の利益面の改善等により、営業利益は前期比57.1%増加の2,070百万円となりました。

[食品事業]

食品事業においては、異性化糖等の各種飲料向けが伸び悩み、また、得意先の事業撤退等の事業環境の変化を受けた結果、売上高は前期比15.2%減少の5,560百万円となりました。利益面では、販売数量の減少等により、営業損失は170百万円（前期133百万円の営業損失）となりました。

なお、食品事業では高付加価値製品「ピュアトース®」をはじめとした当社甘味料素材の拡販・用途開発を行うため、新組織「GCIプラザ」を発足し、活動を開始しております。

[不動産活用業]

不動産活用業においては、ほぼ前年並みで推移した結果、売上高は前期比1.1%増加の242百万円、営業利益は前期比1.8%増加の157百万円となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループは、下記の2点を重要課題として取り組み、グローバルに顧客満足の向上を目指し、顧客とともに繁栄することにより、豊かで快適な未来社会づくりへの貢献を目指してまいります。

(1) 開発型企業への変革

新規製品上市率30%という中長期的目標のもと、研究開発力をバックボーンとして、当社の主力製品であるフェノール樹脂及び澱粉糖製品分野でのコア技術の深耕及び蓄積を継続するとともに、従来の素材開発から新たに技術集約型である製品の川下材料分野への用途展開を推進してまいります。また、応用技術力を高め、製品の高付加価値化に挑戦するとともに、技術やノウハウを蓄積し、開発型企業として今後さらに研究開発活動の充実を図り、企業価値を高めてまいります。

(2) 経営の変革

取締役は、需要の変化及び市場動向の変化にも細心の注意を払い、経営会議等を通してより素早い意思決定ができる体制のもと企業経営を行っていくとともに、現在の経営環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針の立案に努めてまいります。

また、権限を委譲された執行役員により、責任の明確化を図り、世界に通用する競争力のある新規製品を開発していくとともに、事業化を推進してまいります。

さらには、変革する時代に挑戦する人材を育成するために、教育制度の再構築や環境の変化に適応した人事制度の改革を計画的に推し進めていくとともに、内部統制システム、コンプライアンス、リスク管理体制を強化して持続的発展の基盤をつくり、意識改革と体質強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なお、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,038百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

- (1) 当連結会計年度中に完成した主要な設備
当社本社・研究所 建物改装工事
- (2) 当連結会計年度において継続中の主要な設備
当社群馬工場 合成樹脂製造設備の増強
滋賀工場 合成樹脂製造設備の増強
- (3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当する事項はありません。

4. 財産及び損益の状況

区 分	第96期 平成24年度	第97期 平成25年度	第98期 平成26年度	第99期 平成27年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	24,907	26,494	27,955	25,589
経常利益(百万円)	1,751	1,522	1,549	2,151
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,101	1,161	1,220	1,362
1株当たり当期純利益(円)	15.35	16.18	17.01	19.03
純資産(百万円)	36,254	37,493	39,394	38,868
1株当たり純資産(円)	490.35	505.40	531.01	531.63
総資産(百万円)	43,825	44,974	48,018	48,806

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
タイ ジーシーアイ レヂトップ カンパニー リミテッド	288,000 千バーツ	60.2%	化 学 品 事 業
インドア ジーシーアイ レヂトップ プライベート リミテッド	204,000 千インドルピー	66.7%	化 学 品 事 業
東北ユーロイド工業株式会社	80百万円	100.0%	化 学 品 事 業

(注) 上記重要な子会社3社を含め連結子会社は4社、持分法適用関連会社は1社であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

6. 主要な事業内容

事業名	主要製品
化 学 品 事 業	工業用フェノール樹脂 (レヂトップ) 鋳物用粘結剤 (α system・ β system・NFURAN) 高機能繊維 (カイノール) ビスフェノールF RCS (レジンコーテッドサンド) 真球状樹脂 射出成形試作型 レーザー焼結 (SLS) 用砂材料 永久保護膜用原料 架橋剤用原料
食 品 事 業	異性化糖(スリーシュガー) ぶどう糖 (コーソグル群栄) 水飴 (マルトフレッシュ)、穀物シロップ、ピュアトース オリゴ糖 (グンエイオリゴ) β -グルカン
不 動 産 活 用 業	所有する不動産の賃貸

7. 主要な営業所及び工場

【当社】

名 称	所 在 地
本 社	群馬県高崎市宿大類町700番地
群 馬 工 場	群馬県高崎市
滋 賀 工 場	滋賀県湖南市
事 業 本 部	群馬県高崎市
東 京 支 店	東京都中央区
大 阪 支 店	大阪市北区

【連結子会社】

(国内)

社 名	所 在 地
東 北 ユ ー ロ イ ド 工 業 株 式 会 社	岩手県北上市
株 式 会 社 ビ ッ グ ト レ ー デ ィ ン グ	群馬県高崎市

(海外)

社 名	所 在 地
タイ ジ ー シ ー アイ レヂト ッ プ カ ン パ ニ ー リ ミ テ ッ ド	タイ王国ラヨン県マプタプット市
インディア ジ ー シ ー アイ レヂト ッ プ プ ラ イ ベ ー ト リ ミ テ ッ ド	インド共和国タミルナードゥ州 チェンナイ市

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
化 学 品 事 業	412名	13名増
食 品 事 業	57名	1名減
合 計	469名	12名増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

9. その他企業集団に関する重要な事項

過去の有価証券投資に対する民事提訴について

当社は、オリンパス株式会社をめぐる、いわゆる一連の損失飛ばし事件において同社が出資する『株式会社アルティス』、『株式会社ヒューマラボ』、『NEWS CHEF 株式会社』の株式の投資について、当社に対し当該有価証券の勧誘を行った横尾宣政氏、羽田拓氏を被告として、損害賠償請求の民事訴訟を提起しております。

なお、横尾宣政氏については平成24年7月11日付で、羽田拓氏については平成24年12月4日付で、それぞれ訴状を東京地方裁判所に提出し、現在、係争中であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 176,211,000株
2. 発行済株式の総数 70,919,914株
(自己株式 19,063,171株を除く)
3. 当期末株主数 8,281名

4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 井 化 学 株 式 会 社	6,185,000株	8.72%
群 栄 化 学 取 引 先 持 株 会	5,314,429	7.49
株 式 会 社 群 馬 銀 行	3,045,127	4.29
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,458,539	3.47
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,327,000	3.28
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,105,375	2.97
東 京 応 化 工 業 株 式 会 社	1,683,300	2.37
有 田 喜 一	1,593,662	2.25
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,584,078	2.23
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,572,895	2.22

(注) 持株比率は、自己株式(19,063,171株)を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	有 田 喜 一	GCIプラザ管掌
代表取締役副社長	有 田 喜一郎	社長補佐、経営企画室・監査室管掌
取 締 役	額 田 寛	製造本部・管理本部・品質保証チーム管掌
取 締 役	古井戸 繁	事業本部・開発本部管掌
取 締 役	眞 下 信 夫	
常 勤 監 査 役	湯 浅 快 哉	
監 査 役	早 川 洋	株式会社朋栄取締役会長
監 査 役	野 口 禎一郎	

- (注) 1. 取締役眞下信夫氏は、社外取締役であります。
 なお、眞下信夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 監査役早川洋、野口禎一郎の両氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役早川洋氏は、長年にわたり金融機関の取締役として内外企業の審査を経験しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
4. 社外監査役野口禎一郎氏は、経営者としての豊富な経験並びに大学教授としての経営学等の専門的な知識と経験を有するものであります。
5. 当事業年度中の監査役の変動
- (1) 新任
 平成27年6月26日開催の第98回定時株主総会において、新たに湯浅快哉氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
 平成27年6月26日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、川島吉一氏は監査役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役5名 142百万円（うち社外取締役1名3百万円）

監査役4名 23百万円（うち社外監査役2名6百万円）

(注) 1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.期末現在の取締役の人員数は5名(うち社外取締役1名)であります。

3.期末現在の監査役の人員数は3名(うち社外監査役2名)であります。

上記の支給人員との相違は、平成27年6月26日開催の第98回定時株主総会の終結の時をもって退任された監査役1名が含まれていることによるものであります。また、報酬等の額には同定時株主総会の終結の時をもって退任された監査役1名分が含まれております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役早川洋氏の兼職先である株式会社朋栄と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

社外監査役野口禎一郎氏は、当社代表取締役社長の三親等以内の親族であります。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	眞 下 信 夫	当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	早 川 洋	当期開催の取締役会12回のうち8回出席し、また当期開催の監査役会11回のうちすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	野 口 禎 一 郎	当期開催の取締役会12回のうち11回出席し、また当期開催の監査役会11回のうちすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

25百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 当社の重要な子会社である、タイ ジーシーアイ レヂトップ カンパニー リミテッド及びインディア ジーシーアイ レヂトップ プライベート リミテッドは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の独立性や監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

V. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

＜業務の適正を確保するための体制＞

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、取締役及び従業員等が法令・定款及び社内諸規程、規則を遵守した行動を取るための規範として、「G C Iグループ基本理念」、「G C Iグループステークホルダー方針」、「G C Iグループ行動基準」及び「コンプライアンス規程」を定め、常時可視的に確認できるよう社内LAN等に掲示している。
 - (2)当社は、コンプライアンス担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに役職員等へのコンプライアンス教育を行う。
 - (3)コンプライアンスに関する重要な課題は、取締役会、経営会議で審議し決定する。
 - (4)コンプライアンスに関する内部通報制度を設け、社内における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
 - (5)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、断固とした態度で対応することを「G C Iグループ行動基準」及び「反社会的勢力排除規程」に定める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)取締役は、「定款」、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に則り、取締役会議事録を作成し出席者が押印した後、決議に関する資料とあわせて保存し閲覧可能な状態に維持するものとする。
 - (2)「稟議規程」に基づき起案され決裁を受けた稟議書は、文書又は電磁的方法により保存する。
3. 当社及びその子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)取締役会は「リスク管理基本規程」に基づき、リスクの分類・評価を行い、平時の予防体制の整備に努める。
取締役会は子会社におけるリスク管理の取り組みについて、規程の整備及び定期的な

- 管掌取締役への報告を指示し、管掌取締役はその進捗状況について、定期的に取り締役会へ報告する。
- (2)取締役会はリスクが現実化し、重大な損害の発生が予想される場合には、「危機管理規程」及びその下位規程である「リスクマネジメントガイドライン」に基づき、事業継続の対策などの管理体制を整備し被害の最小化に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役会は「会社方針」を策定し、「会社方針」に基づく個々の重要な業務の執行状況につき、担当取締役からの報告を受け、業務執行の進捗を管理する。
- (2)経営会議は「経営会議規程」に則り開催し、その審議を経て、執行を決定するものとする。
- (3)取締役会あるいは経営会議の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」、「稟議規程」及び「役職規程」に則り、責任者を明確にして業務を遂行する。
- (4)取締役会は法令等の改正にあわせ、社内規程の体系的な整備を継続的に推進する。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)取締役会は、子会社の自主運営を尊重するとともに、GCIグループの業務の適正と効率化を確保するため子会社管理を実施する。
- (2)当社の取締役、監査役あるいは従業員を、「取締役会規程」に則り、取締役会決議を経て、子会社の取締役あるいは監査役に選任あるいは兼任させるものとする。ただし、当社監査役は関係会社の取締役を兼任することはできない。
- (3)当社及びその子会社から成る企業集団については、「関係会社管理規程」に則り、同規程別表に定める事項等について、管掌部署である管理部、海外開発室及び経営企画室が管理の実務を担当し、定期的に取り締役に報告する体制を整備する。
- (4)当社の監査室は、子会社に対し定期的な内部監査を実施し、その監査結果を当社の代表取締役、監査役及び関係部署に報告する。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1)監査役職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という）に関しては、「監査役会規則」に則り任命する。
- (2)監査役スタッフとしては、取締役及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。

(3)監査役スタッフとしての人事考課は監査役が行い、人事異動、懲戒処分等を行う場合は監査役会の同意を得ることとする。

7. 当社及びその子会社の取締役、会計参与及び使用人等が監査役に報告をするための体制
その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1)監査役は「取締役会規程」に則り取締役会、その他経営会議等の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(2)監査役会は取締役社長等との会合を定期的を実施し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、取締役社長との相互認識を深める。

(3)監査役は「監査役監査基準」に則り、稟議書等重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役あるいは従業員等から説明を求めることができる。

(4)監査役は「監査役監査基準」に則り、定期的に取り締り及び従業員の業務監査並びに子会社に対する監査を行い、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(5)監査役は内部監査部門と定期的な情報交換を実施する。

(6)前各号以外の場合でも監査役に対して適正な情報がスムーズに提供できるよう体制を整備する。

(7)当社及びその子会社の従業員等に対し、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役職務の遂行によって生じる費用等については、監査役会で承認された予算に基づき会社が負担するものとする。

(2)監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとする。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が定める社内諸規程、規則は定期的に見直しを実施したうえで、最新版を常時可視的に確認できるよう社内LANに掲示し、周知徹底を図っております。

また、当社はコンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を目的とし、取締役及び執行役員を中心とした委員で構成されたコンプライアンス委員会を定期的又は必要に応じて適宜開催し、コンプライアンスに関する課題について協議を行い、当該委員会において役職員に対するコンプライアンス研修計画を策定し、その取り組みを行っております。

さらに、当該委員会は内部通報制度の運用状況を確認し、コンプライアンス違反疑義事象が発生した場合には、その調査等を行っております。

反社会的勢力への対応を定めた「GC Iグループ行動基準」及び「反社会的勢力排除規程」についても、定期的な見直しを行っており、リスク低減計画に基づき警察機関等関係各所と連携をとって社内研修を実施し全社的に啓蒙を図りました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に則り、出席者が確認、押印後、決議に関する資料とあわせて取締役会事務局が保存し、常に閲覧可能な状態を維持しており、また、各部署から起案され決裁を受けた稟議書については、稟議書受付部署が保管・管理を行っております。

3. 当社及びその子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

期初に各部門ごとに想定されるリスクを抽出し、リスク低減計画を作成し取り組んでおり、その進捗については定期的に管掌取締役へ報告され、年度まとめについては、担当取締役から翌年度の取締役会で報告を行っており、子会社についても、管掌部門と連携しリスク低減に取り組んでおります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は個々の重要な業務執行については、業務の効率性の観点から3カ月に1度、各取締役からの報告に基づき進捗を管理し、「会社方針」に則って業務が執行されているか監督し、社内規程についても体系的な整備を行い、法令等の改正を踏まえ定期的に見直し、新規制定や改訂等を実施しております。

取締役会あるいは経営会議の決定に基づく業務については、「業務分掌規程」及び「役職規程」に基づいて責任者を明確にし、執行にあたっては「決裁権限規程」、「稟議規程」に基づき適切な協議、決議を経たうえで行ってまいります。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するため、連結子会社に役職員を派遣させることに加え定期報告体制の確立を実施しております。また、「関係会社管理規程」を制定し、事前の報告・承認体制を整えております。

当社及びその子会社から成る企業集団における重要な業務執行においては、「関係会社管理規程」に則り、管掌部署である管理部、海外開発室及び経営企画室が管理の実務を担当し、「決裁権限規程」の定めに基づいて、該当する重要事項については取締役会に報告しており、内部監査部門が、監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果及び指摘事項の是正状況を含めて代表取締役、常勤監査役に報告しております。

子会社の取締役あるいは監査役については、取締役会の決議により選任しております。なお、当社監査役の関係会社取締役兼任はありません。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフは内部監査部門の従業員から任命され、現在2名が監査役スタッフ業務と内部監査業務を兼任しており、監査役スタッフに関する業務は、常勤監査役の指示に従い業務を遂行しております。

なお、監査役スタッフの業務に関する評価は常勤監査役が行い、監査役スタッフの人事異動等に際しては常勤監査役の同意を得たうえで実施しております。

7. 当社及びその子会社の取締役、会計参与及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

常勤監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、監査役の立場から意見を述べており、会社として対処すべき課題等については監査役会で協議し、取締役社長、取締役副社長との定期的な会合を原則月次で実施しております。なお、社外監査役を含む監査役会と代表取締役との会合については年2回実施し、相互の認識を深めております。

また、常勤監査役と内部監査部門は四半期に一度の定期連絡会を開催する他、必要に応じて情報交換を行い、情報を共有しております。

監査役は決裁を受けた稟議書を閲覧し必要と認めた場合は、取締役あるいは従業員に説明を求めて妥当性を確認しており、また、取締役、執行役員の業務監査を実施して課題等について代表取締役との定期会合において情報を共有しております。さらに、子会社の業務監査においても検出された経営上の課題等について取締役に伝達し、改善の方向性を提言しております。

当社が定める「コンプライアンス規程」においては、監査役も内部通報の通報窓口の一つとして規定し、従業員からの情報が監査役に提供できる体制を構築しており、同規程において情報提供者に対し内部通報したことを理由に不利な扱いをしてはならないことを定めております。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役職務の執行が行われることを確保するための体制

監査役会の経費予算は、年間活動計画とともに常勤監査役が策定し、監査役会の承認を経て会社予算に含めて計上されております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,163	流動負債	5,695
現金及び預金	10,648	買掛金	3,034
受取手形及び売掛金	6,842	1年内に返済する長期借入金	784
有価証券	1,309	未払金	1,297
商品及び製品	2,138	未払法人税等	161
仕掛品	54	賞与引当金	317
原材料及び貯蔵品	814	その他	98
繰延税金資産	175	固定負債	4,243
その他	180	長期借入金	2,304
貸倒引当金	△0	繰延税金負債	105
固定資産	26,643	環境対策引当金	38
有形固定資産	17,280	固定資産撤去引当金	21
建物及び構築物	6,095	退職給付に係る負債	1,301
機械装置及び運搬具	2,592	その他	471
土地	7,969	負債合計	9,938
リース資産	35	純資産の部	
建設仮勘定	175	株主資本	36,780
その他	411	資本金	5,000
無形固定資産	17	資本剰余金	25,689
ソフトウェア	10	利益剰余金	11,103
その他	7	自己株式	△5,013
投資その他の資産	9,344	その他の包括利益累計額	861
投資有価証券	7,973	その他有価証券評価差額金	851
繰延税金資産	170	繰延ヘッジ損益	△0
その他	1,280	為替換算調整勘定	112
貸倒引当金	△79	退職給付に係る調整累計額	△102
		非支配株主持分	1,227
		純資産合計	38,868
資産合計	48,806	負債・純資産合計	48,806

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		25,589
売 上 原 価		20,194
売 上 総 利 益		5,394
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,336
営 業 利 益		2,058
営 業 外 収 益		227
受 取 利 息 及 び 配 当 金	153	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	12	
そ の 他	62	
営 業 外 費 用		133
支 払 利 息	16	
為 替 差 損	75	
そ の 他	41	
経 常 利 益		2,151
特 別 利 益		76
投 資 有 価 証 券 売 却 益	65	
会 員 権 償 還 益	10	
そ の 他	0	
特 別 損 失		246
固 定 資 産 処 分 損	30	
減 損 損 失	201	
そ の 他	14	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,981
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	426	
法 人 税 等 調 整 額	96	523
当 期 純 利 益		1,458
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		96
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,362

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

自 平成27年 4 月 1 日
至 平成28年 3 月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000	25,689	10,173	△4,733	36,129
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△431		△431
親会社株主に帰属する当期純利益			1,362		1,362
自 己 株 式 の 取 得				△280	△280
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
当 期 変 動 額 合 計	—	0	930	△280	650
当 期 末 残 高	5,000	25,689	11,103	△5,013	36,780

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	
当 期 首 残 高	1,652	—	375	△60	1,296
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△801	△0	△262	△42	△69
当 期 変 動 額 合 計	△801	△0	△262	△42	△69
当 期 末 残 高	851	△0	112	△102	1,227

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 平成27年 4 月 1 日
至 平成28年 3 月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,358
売 上 原 価		16,601
売 上 総 利 益		4,756
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,955
営 業 利 益		1,801
営 業 外 収 益		275
受 取 利 息 及 び 配 当 金	216	
そ の 他	59	
営 業 外 費 用		87
支 払 利 息	5	
為 替 差 損	62	
租 税 公 課	8	
そ の 他	11	
経 常 利 益		1,988
特 別 利 益		60
関 係 会 社 株 式 売 却 益	14	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	36	
会 員 権 償 還 益	10	
そ の 他	0	
特 別 損 失		235
固 定 資 産 処 分 損	30	
減 損 損 失	201	
そ の 他	3	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,813
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	376	
法 人 税 等 調 整 額	74	450
当 期 純 利 益		1,363

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	5,000	7,927	17,760	9,069
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△431
当 期 純 利 益				1,363
自 己 株 式 の 処 分			0	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	932
当 期 末 残 高	5,000	7,927	17,760	10,001

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当 期 首 残 高	△4,703	35,053	1,650	—
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△431		
当 期 純 利 益		1,363		
自 己 株 式 の 取 得	△278	△278		
自 己 株 式 の 処 分	0	0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△802	△0
当 期 変 動 額 合 計	△278	653	△802	△0
当 期 末 残 高	△4,982	35,707	847	△0

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

群栄化学工業株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 黒崎 知岳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、群栄化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、群栄化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

群栄化学工業株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 黒崎 知岳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、群栄化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

群栄化学工業株式会社

監査役会

常勤監査役	湯	浅	快	哉	㊟
社外監査役	早	川		洋	㊟
社外監査役	野	□	禎	一郎	㊟

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第99期の期末配当につきましては、業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、212,759,742円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 株式併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

17,621,100株

株式併合の割合に合わせて、現行の176,211,000株から17,621,100株に減少させます。

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株にするため、第7条（単元株式数）の変更を行うものであります。本変更は、第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、効力発生日である平成28年10月1日をもって変更されるものといたします。

なお、第5条（発行可能株式総数）の変更につきましては、株式併合にともない、会社法第182条第2項の規定により効力発生日である平成28年10月1日に変更されるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>1億7,621万1,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>17,621,100株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

第4号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役有田喜一、有田喜一郎、額田寛、古井戸繁、眞下信夫の各氏は任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	ありた よしかず 有田 喜一 (昭和18年 2月23日生)	昭和42年4月 当社入社 昭和49年12月 取締役滋賀工場建設部長 昭和52年11月 常務取締役 昭和56年7月 代表取締役副社長 昭和63年7月 代表取締役社長 平成24年7月 代表取締役社長開発本部管掌 平成25年6月 代表取締役社長開発本部・ 管理本部管掌 平成27年7月 代表取締役社長GCIプラザ管掌(現任)	1,593,662株
		[取締役候補者とした理由] 経営者としての豊富な経験、化学に対する造詣の深さ、業界における諸活動から得た知見を併せ持ち、的確な意思決定の実施とリーダーシップを発揮してきた実績から引き続き経営全般の統括が期待できるためであります。	
2	ありたきいちろう 有田喜一郎 (昭和46年 3月11日生)	平成10年4月 当社入社 平成16年6月 取締役管理本部長 平成18年5月 取締役営業部門副管掌 平成20年6月 常務取締役営業部門副管掌 平成20年7月 常務取締役西日本地区管掌 平成23年4月 常務取締役管理本部管掌 平成23年6月 取締役副社長事業開発本部・製造本部・ 管理本部統括兼管理本部管掌 平成24年7月 取締役副社長 社長補佐、 経営企画室・監査室管掌 平成25年10月 代表取締役副社長 社長補佐、 経営企画室・監査室管掌(現任)	231,000株
		[取締役候補者とした理由] 平成10年4月の当社入社以来、多岐にわたる部門の責任者を歴任され、経営についての見識を備えており、高い視座からの指揮・監督が引き続き期待できるためであります。	

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	よしむら まさじ 吉村 正司 (昭和31年 4月14日生) 新任	昭和56年4月 三井東洋化学株式会社 (現三井化学株式会社)入社 平成17年7月 当社出向 平成18年7月 執行役員開発本部長 平成24年7月 執行役員開発本部長兼開発センター長(現任) 平成28年4月 三井化学株式会社退社 [取締役候補者とした理由] 開発部門の責任者として豊かな化学の見識を備えており、今後、当社の開発部門の牽引を期待でき、開発型企業を指向する当社の取締役として、その職責を果たせるものと判断したためであります。	0株
4	ぬかだ ひろし 額田 寛 (昭和30年 2月12日生)	平成2年5月 当社入社 平成16年6月 取締役食品事業部長 平成18年5月 取締役生産部門管掌 平成23年4月 取締役製造本部管掌 平成24年7月 取締役製造本部・ 品質保証チーム管掌 平成27年1月 取締役製造本部・ 管理本部・品質保証チーム管掌(現任) [取締役候補者とした理由] 当社入社以来、主に営業・製造部門の責任者を歴任されており、これらの部門において、リーダーシップを発揮していることから引き続き取締役としての職責を果たせるものと判断したためであります。	54,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	いわぶち しげる 岩淵 滋 (昭和27年 1月31日生) 新任・社外	昭和49年4月 三井石油化学工業株式会社 (現三井化学株式会社)入社 平成15年10月 同社執行役員 ポリエチレン事業部長 平成17年4月 同社執行役員待遇嘱託 株式会社プライムポリマー取締役 企画管理部長 平成19年4月 同社常務執行役員待遇嘱託 株式会社プライムポリマー取締役 企画管理部長 平成19年6月 同社常務執行役員待遇嘱託 株式会社プライムポリマー 代表取締役社長 平成21年6月 同社専務執行役員待遇嘱託 株式会社プライムポリマー 代表取締役社長 平成22年6月 同社専務取締役 平成24年6月 同社常勤監査役 平成25年6月 フクビ化学工業株式会社社外取締役(現任)	1,000株
[社外取締役候補者とした理由] 化学メーカーでの豊富な経験と経営者としての幅広い見識と経験を備えており、 当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけると判断したためであり ます。			
6	たむら まさあき 田村 正明 (昭和22年 2月5日生) 新任・社外	昭和44年4月 株式会社群馬銀行入行 平成17年6月 同行取締役兼執行役員 総合企画部長委嘱 平成18年6月 同行常務取締役 総合企画部長委嘱 平成21年6月 同行専務取締役 平成23年6月 群馬土地株式会社 代表取締役社長	0株
[社外取締役候補者とした理由] 金融業界における豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有しており、当社 の社外取締役としての職務を適切に果たしていただけると判断したためでありま す。			

- (注) 1. 三井化学株式会社は、当社の特定関係事業者であり、岩淵滋氏は過去5年間に同社の業務執行者とな
 ったことがあります。相応の期間業務執行は行っておりません。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 岩淵滋氏、田村正明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 本議案が承認可決された場合、当社は岩淵滋氏、田村正明氏との間で、会社法第427条第1項の規定
 に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大
 な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を
 締結する予定であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役早川洋、野口禎一郎の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>はやかわ ひろし 早川 洋 (昭和22年 4月29日生)</p> <p>社外</p>	<p>昭和45年4月 株式会社横浜銀行入行 平成9年6月 同行取締役総合企画部協会担当部長 平成11年9月 同行取締役営業本部副本部長兼事務局長 平成12年4月 同行取締役執行役員営業本部副本部長 平成12年5月 同行取締役常務執行役員営業本部副本部長 平成13年6月 同行常務執行役員営業本部副本部長 平成14年6月 同行常勤監査役 平成18年6月 同行副頭取 平成22年6月 株式会社浜銀総合研究所取締役会長 同年同月 当社監査役(現任) 平成27年6月 株式会社朋栄取締役会長(現任)</p> <p>[社外監査役候補者とした理由] 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したためであります。</p>	17,000株
2	<p>にのみや しげあき 二宮 茂明 (昭和26年 2月18日生)</p> <p>新任・社外</p>	<p>昭和48年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成9年7月 大蔵省北陸財務局長 平成12年6月 大蔵省大臣官房参事官 平成13年1月 財務省関東財務局長 平成14年7月 国民生活金融公庫理事 平成17年6月 株式会社群馬銀行取締役(非常勤) 平成17年7月 財団法人群馬経済研究所理事長 平成22年2月 一般財団法人群馬経済研究所 代表理事・理事長</p> <p>[社外監査役候補者とした理由] 関東財務局長をはじめ官民の要職を歴任し、幅広い見識を備えており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。</p>	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 早川洋氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
 3. 二宮茂明氏は、平成28年6月に株式会社U E Xの社外監査役に就任予定であります。
 4. 当社は、早川洋氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決された場合、引き続き同氏と、また二宮茂明氏とも責任限定契約を締結する予定であります。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成20年6月27日開催の第91回定時株主総会において、「年額2億円以内（うち社外取締役2千万円以内）」とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び取締役の責務の増大等、諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を、役員賞与を含めた報酬として「年額3億円以内（うち社外取締役3千万円以内）」と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人としての給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役2名）となります。

第7号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成2年7月27日開催の第73回定時株主総会において、「月額2百万円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び監査役の責務の増大等、諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を「年額36百万円以内」と改定させていただきたいと存じます。

また、現在の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であり、第5号議案が原案どおり承認可決された場合も同数であります。

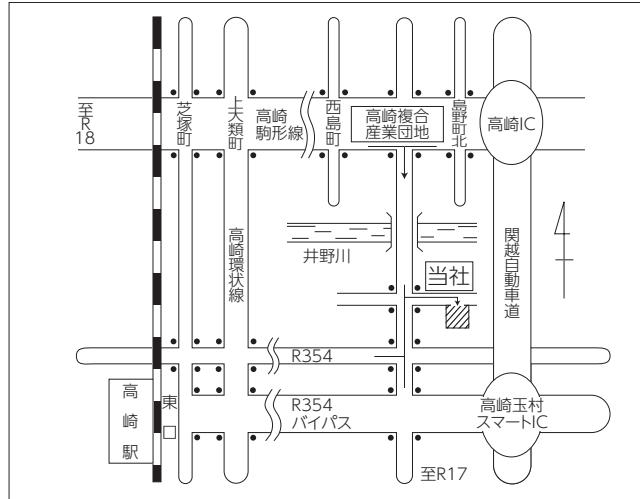
以 上

株主総会会場ご案内図

群栄化学工業株式会社 大会議室

群馬県高崎市宿大類町700番地

電話 027-353-1818(代表)



交通 高崎駅（東口）からタクシー15分

